

新学習指導要領の「見方・考え方」と「資質・能力」を問う

産教連常任委員: 藤木 勝/金子政彦/亀山俊平

1、現在の教育条件や環境：授業時数と教育内容のアンバランスと免許所持専任不在

- 技術分野と家庭分野で週 2・2・1 時間を折半しているのが一般的。→週 1・1・0.5 時間という教科は他に無い。第 3 学年では学級活動の時間よりも少ない。生徒も教員もスーパーマンではない。一定の時間必要。指導内容の精選どころではなくまともな指導不可能。

→亀山資料(後掲) 学習指導要領の枠組みの変遷

- 授業時間が少ないことは、専任教員の減少(大規模校では一人の専任で数百人を受け持つ)に直結。→免許を持った専任教員が不在の学校が増えており、**兼務教員**や**免許外教員**や**非常勤講師**が授業を担当しているところが拡大。

→少なすぎる時間数と兼務教員や非常勤講師や免許外教科担任の制度に依拠した教科指導で、確かな学力を育めるのか。長年にわたる免許所持専任不在(例えば 20 年間)は、学校・教室・生徒にどんな状況を生み出すか想像に難くない。技術室、家庭科室が十分整備されないままの状態になっている。

→藤木資料(後掲) 文科省の公表の最新データより作成)

根本的な解決策としては次の 2 つの法律の改定を求めざるをえない。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」

教育職員免許法附則第 2 項を"是" としないこと。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

★ 民教連としては、「教科教育としての教育条件改善」運動が欠けているのではないかと。

2、新学習指導要領の「技術・家庭科」目標は不可解

新学習指導要領 技術・家庭科の「第 1 目標」

現行学習指導要領「第 1 節 技術・家庭科の目標」

生活の営みに係る見方・考え方¹⁾や技術の見方・考え方を働かせ、生活²⁾や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

→理解しがたい文章表記。抽象的？

"習得"するものは無し、目指せばよい。

技術分野と家庭分野それぞれの目標を安易に結びつけた表記である。

→学習過程を考慮した理解しやすい表記である。

生活と技術とのかかわり：生活と技術を一体として捉えている。

[術と学そして観へ]遠山 啓 の学習理論

下線部は家庭分野からの表記。前段の「生活」は家庭生活を意図¹⁾²⁾、後段の「生活」はやや広義と読み取れるが「技術」の意図は弱い。現行指導要領の「基礎的・基本的な知識及び技術の習得」と「実践的態度」の記述は無い。あるとすれば実践的・体験的な活動のみ。

- 教科目標は、この前文と「資質・能力の三つの柱」に沿った具体目標(1)(2)(3)で構成されている。
評価もこの三つ柱で行う。

資質・能力の柱1として、(1)知識・技能を!

資質・能力の柱2として、(2)思考力・判断力・表現力等を! →重点はここにかかっている。

資質・能力の柱3として、(3)学びに向かう力・人間性等(主体的に学習に取り組む態度)を!

3、[技術分野]目標の激変とそれに関わる意見や疑問

新学習指導要領[技術分野]の目標

現行学習指導要領[技術分野]の目標

技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

ものづくりなどの実践的・体験的な学習活動を通して、材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、技術と社会や環境とのかわりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる。

1 目標

- (1) 生活や社会で利用されている材料、加工、生物育成、エネルギー変換及び情報の技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付け、技術と生活や社会、環境との関わりについて理解を深める。

→「技術」が「技能」に切り替わっただけ?このほかの部分に「技能」はでてこない。「技能」の位置づけ不明確。

[知識及び技術を習得するとともに]が[基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能]を身に付け……と変化。習得と身につけ……の違いは? "身につけ"は、頻繁に出てくる。

→「〇〇に関する技術」が「〇〇の技術」となり狭義になった。

→「生物育成」と「エネルギー変換」の順序が入れ替わったのは?

- (2) 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、製作図等に表現し、試作等を通じて具体化し、実践を評価・改善するなど、課題を解決する力を養う。

→「4領域」共に「課題解決力」が定められ、しびりが強く、基礎的な学習が圧迫される。**家庭分野は、4領域から A 家族・家庭生活 B 衣食住の生活 C 消費生活・環境 に圧縮された。「課題設定……」を課す A-(4),B-(7),C-(3)については一以上を選択履修と変化。←科学(技術)的内容が相対的に薄くなり「社会科」傾向、社会的難題の解決は家庭からといわんばかりに家庭科に負担させる傾向。**

技術分野の2内容A,B,C,Dそれぞれの(1)のイには、つぎの同文(4回)がある。

イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。

→「考える活動」「調べる活動」の増加により、「知識」部分が多くなり、「技能」面(現行的な表現をすれば技術の習得)が圧迫される。←2内容A,B,C,Dの(1)前書きに「調べる活動などを通して」……

→[実践を評価・改善するなど……]の新表記は、子ども(個)の学習過程とその結果に視点を狭めている。現行の「技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる」という表記は中学三年間での4領域に関する学習活動を経た上での総合的な社会的視点を重視しているにもかかわらず、これでは例示とはい

え、「評価・活用」の矮小化である。学習時間の極小となっている子どもへの過大な要求ではないか。

(3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

→現行技術・家庭科の目標にある「進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる」や現行技術分野の目標にある「技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる」ではだめなのか、適切に……で、必要にして十分である。にもかかわらずわざわざ誠実を挿入したのは？

特別な教科「道徳」を別にすると、初めて目にする言葉である。

→技術を評価することの自由度の保障と積極的な実践が必要

技術分野 2 内容 A,B,C 領域の(3)と D 領域の(4)には、次の同文がある(4 回)。○○だけの入れ替え! だから、今回の学習指導要領は非常にくだい。しかも現行「技術を適切に評価し活用する能力を育てる」から狭義で限定的に後退

これからの社会の発展と○○の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。

イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。

4、中教審答申では「技術の見方・考え方」を次のように整理(定義?)しているが……

「技術の開発・利用の場面において用いられている、『生活や社会における事象を、技術との関わりからの視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること』という技術ならではの物事を捉える視点や考え方を、『技術の見方・考え方』として整理することができる。」

→技術分野の目標の冒頭に「技術の見方・考え方を働かせ」……とあるが、この指示は大問題

三年間の教科指導の結果として育まれる「技術観(換言すれば見方・考え方)」、この「観」というものの、これはどの教科でも当該学校の教育方針や指導者の力量によって、その質と内容は異なるものであろう。ましてやこの目標に記された指示は、指導者の自主性と指導方法の多様性を侵害している。技術の見方・考え方は、○○的、○○に関わる見方・考え方とは違う、範囲が狭い、固定化される。

その育成を目指すことは分かるが……いきなりこんな高度なことを子どもと教員に課すのか

①「働かせる」というのは(子どもたちの)学習の前提なのか?

②小学校に無い技術分野

③複合的な学問領域にまたがる「技術」「家庭」

→「○○について考えること」とか「○○について調べる活動などを通して」などのように、本文の2 内容 A,B,C,D の(1)に学習方法まで例示している。内容の取扱いの項に記述するのならばわからなくもないが、本文中に記載するようになり、学習指導要領によるしぼりがより強くなっている。「次の事項を指導する」という現行表記がなぜ「身に付けることができるよう指導する」に変化するのか。

→「生物育成」では「内容の扱い」で「作物の栽培」「動物の飼育及び水産生物の栽培のいずれも扱うこと」と指定された。(実習ではなく、「調べる活動などを通して」ではあるが)

→小中高で「プログラミング」教育の重視がうたわれているが

各段階の学びの位置づけ、系統性をどうしていくのかはこれから。

→その他の重要な問題点

教育内容的には、前回(08年2・2・1時間 選択廃止 2→4領域へ)が大幅改訂であった。

今回は、指導方法や評価についてまで示されて統制が強化されている。

朝日新聞 2016.8.2 の記事に「指導の視点や学習方法、活動例を、文科省が指導要領に書き込むとすると、それらに当てはまらない授業がやりづらくなり、窮屈だ」とある。

教員は耐えられる？ 過大な要求に子どもは耐えられる？

また、2017.2.15 社説で「現場の創意を大切に」という見出しで「……改定案の一つの特徴はどんな力を育てたいかの目標を全教科で具体的に掲げたことだ。全体の記述量は今の1.5倍に増え、一部ではどんな場面でどんな学習活動を用意するかまで言及している」とある。

技術・家庭科の学習指導要領は現行約6頁から11頁超と長大化。くどい 難解 抽象的

文章としての構成・編集が粗雑 もっと整理出来るはずだ。

亀山資料

1、各教科ごとの「見方・考え方」の対比表

技術	技術	の見方・考え方を働かせ、
理科 保健体育	理科 体育や保健	の見方・考え方 冒頭に「自然の事物・現象に関わり、」が付く の見方・考え方
社会 数学 音楽 美術 総合	社会的 数学的 音楽的 造形的 探究的	な見方・考え方 な見方・考え方 な見方・考え方 冒頭に「表現及び鑑賞の幅広い活動をとおして、」が付く な見方・考え方 冒頭に「表現及び鑑賞の幅広い活動をとおして、」が付く な見方・考え方
特別活動	集団や社会の形成者として	の見方・考え方
国語 外国語	言語 外国語によるコミュニケーション	による見方・考え方 における見方・考え方
家庭	生活の営み	に関わる見方・考え方

- ・「教科」独自の？ 「一般的」な？ 「主体」としての？ 「活動」に関連？
 - ・理科は、現行指導要領の目標にある「科学的な見方や考え方を養う」を継承した「科学的な見方・考え方」を採用せず、「理科の見方・考え方」になったのか？
 - ・「技術の見方・考え方」と「技術的な見方・考え方」の違いは何か？「家庭的」は意味合いが違うが、社会的など他の5つの〇〇的と同様の使い方はあり得るのではないか？
- (参考：「社会的な見方や考え方は、一中略一社会の在り方や、社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連等を考察する際の『追究の視点や方法』である。」中教審教育課程部会社会・地理歴史・公民ワーキンググループ「社会的な見方や考え方の例（たたき台）平成28年4月22日）

2、中学技術・家庭科の学習指導要領の枠組みの変遷

69年版 3・3・3 時間	男子が技術、女子が家庭 「完全別学」 男女それぞれ 10 領域を全て必修（合計 20 領域）
77年版 2・2・3 時間	「一部男女共学」 技・家合計 17 領域から 7 以上を選択履修
89年版 2・2・2 ～ 3 時間 + 選択教科	完全男女共学（85 年女性差別撤廃条約批准を受けて）→時間枠変わらなかった ので技術の授業時数は実質半減） 『情報基礎』『家庭生活』新設 11 領域 から 7 以上選択履修 中 3 選択教科
98年版 2・2・1 時間 + 選択教科	以前の木工、金工、電気、機械、栽培を『技術とものづくり』に圧縮し、『コン ピュータ』の比重をアップ。「家庭」も同様に『生活の自立と衣食住』に圧縮、 『家族と家庭生活』が台頭。この 4 領域必修。（扱う内容に選択あり）選択教科 時数を大幅拡大と『総合的な学習』新設で必修時数減（中 2 にも選択教科） （相対評価から絶対評価へ 4 観点別評価）
08年版 2・2・1 時間 選択廃止	「技術」、「家庭」とも 4 領域ずつに広がる。→内容が増加したが、時間数同じ 8 領域必修 『生物育成』（栽培）は初めて必修となる。 「技術」 『材料と加工に関する技術』 『エネルギー変換に関する技術』 『生物育成に関する技術』 『情報に関する技術』 「家庭」 『家族・家庭と子どもの成長』 『食生活と自立』 『衣生活・住生活と自立』 『身近な消費生活と環境』
17年版 2・2・1 時間	「技術」は 4 領域は変わらないが、それぞれ「に関する技術」が『材料と加工 の技術』のように「の」となり対象の範囲が狭まる。「調べる活動などを通して」と方法に踏み込みながらより多くの項目を「扱うこと」を指定。 「家庭」は 4 領域→3 領域に 98 年版の「食生活と自立」「衣生活・住生活と 自立」は「衣食住の生活」1 領域に圧縮される。ものづくり・実習を伴う領域 の割合最小化。 （4 観点→3 観点別評価へ：「資質・能力の三つの柱」と対応）

藤木資料

表 1 免許法附則第 2 項該当者と特別免許状並びに臨時免許状の所持者は、どの教科に多いのか。

27-2 免許状別 免許教科別 平成25年度と平成22年度の比較 (文部科学省 「学校教員統計調査」(3年ごと)2015.3.27公表結果より作成) (%)

区分(1)	区分(2)	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	他外国語	その他
計	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
	1種	90.1	93.5	86.6	94.2	85.5	76.2	91.0	66.6	89.3	31.7	0.2
	2種	4.5	2.0	2.9	1.5	9.4	7.0	3.7	9.1	4.2	—	0.1
	その他	5.4	4.5	10.5	4.3	5.1	16.9	5.2	24.2	6.5	68.3	99.7
	H22年度	6.4	4.2	11.9	4.6	8.4	16.3	5.7	22.3	6.7	87.9	99.6
国立	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
	1種	96.5	95.5	96.5	98.9	94.6	97.2	95.4	92.9	95.8	—	0.2
	2種	1.5	2.8	2.0	—	2.7	1.4	2.0	4.3	2.6	—	0.1
	その他	2.0	1.7	1.5	1.1	2.7	1.4	2.6	2.9	1.6	—	99.6
	H22年度	1.9	1.1	1.0	1.0	2.7	1.4	1.4	3.6	2.6	—	99.4
公立	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1種	89.4	93.3	85.9	94.4	84.9	75.4	90.6	65.8	88.8	24.4	0.1
	2種	4.8	2.1	3.0	1.4	9.7	7.1	3.9	9.2	4.5	—	0.1
	その他	5.8	4.6	11.1	4.2	5.3	17.5	5.5	25.0	6.7	75.6	99.8
	H22年度	6.9	4.3	12.6	4.7	8.8	16.8	6.0	22.9	6.8	100.0	99.7
私立	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1種	97.6	96.2	95.1	91.8	97.4	94.4	98.0	82.8	93.7	71.4	3.7
	2種	1.1	1.4	1.9	2.5	2.1	3.3	1.2	8.4	1.2	—	0.6
	その他	1.4	2.4	3.0	5.7	0.5	2.3	0.8	8.9	5.1	28.6	95.7
	H22年度	1.4	2.6	4.0	4.8	0.5	2.5	0.9	10.2	5.2	31.3	95.3

- (注) 1. 1種には専修免許を含む。
2. 同一免許教科で1種及び2種の両方を所有している教員は1種に計上した。
3. 「その他」とは、教育職員免許法附則第2項に該当する者並びに特別免許状及び臨時免許状の所有者である。

表2 担当教科別 教員の割合 (注意 27-1 の見出しは表1 と表2 を表しています)
27-1 担任教科別 中学校教員免許状別 教員構成(平成25年度)

文部科学省 学校教員統計調査(3年ごと)2015.3.27公表データより作成
(複数回答) (%)

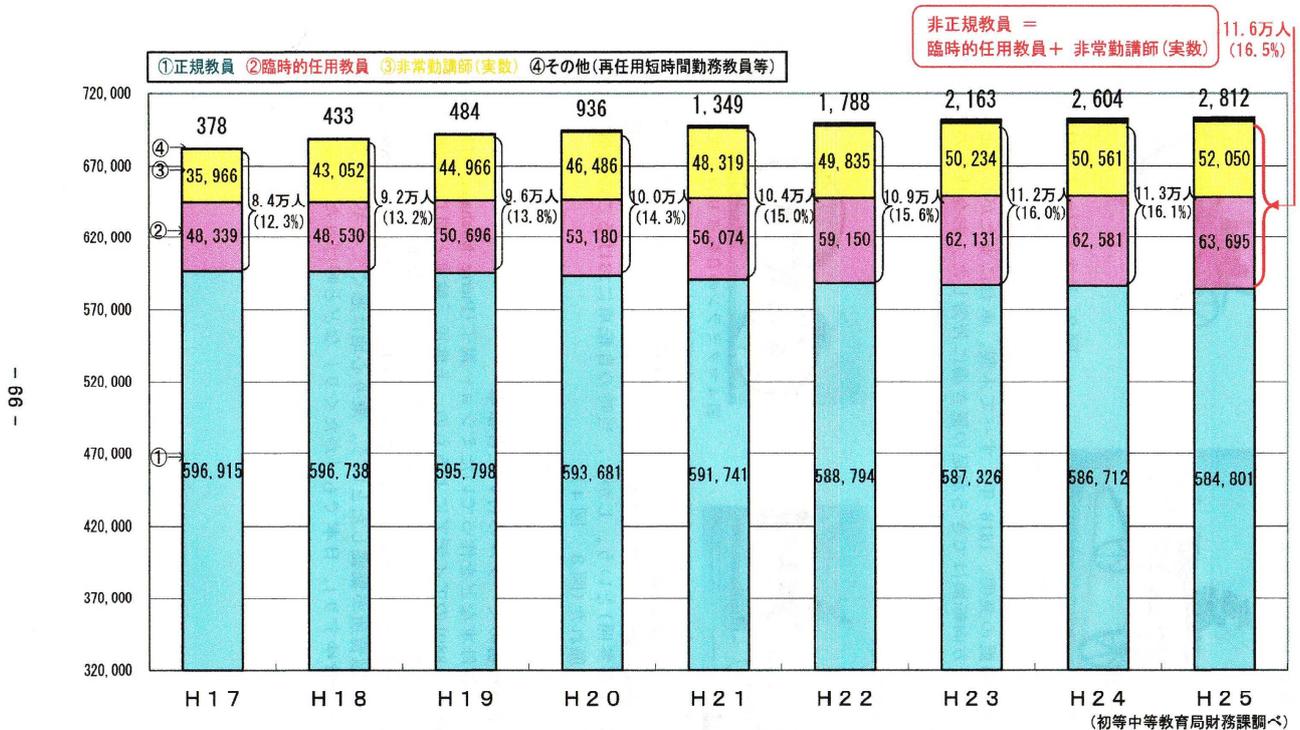
区分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	他外国語	その他
計	11.9	10.7	14.9	11.5	4.3	4.0	10.3	7.7/7.9	13.2	0.0	42.7
国立	12.4	11.1	12.5	11.8	4.6	4.5	9.5	8.7/8.6	11.9	—	51.2
公立	11.7	10.7	14.8	11.5	4.4	4.1	10.3	7.9/8.1	12.8	0.0	44.2
私立	15.2	11.4	16.4	11.1	2.6	2.1	9.8	4.1/4.2	18.6	0.1	19.9

(注) 1. 2教科以上担任している教員はそれぞれの教科に計上した。
2. その他には「道徳」(宗教)、「総合的な学習の時間」及び「特別活動」(学級活動(学校給食に係るものを除く。))が計上されている。
3. 技術・家庭の/右側数値は平成22年度

表3 兼務(非常勤講師を含む)教員数の増加、非正規教員の増加→労働環境の劣化と教育条件・環境の劣化
中学校の学校数、在籍者数、本務教員数、兼務教員数 昭和47年以前におよ沖縄県は含まない。 * 印は未集計
(文科省 学校基本調査-年次統計2017.8.3公表より抜粋 作成)

区分	学校数			在籍者数			本務教員数			兼務教員数							
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立					
昭和36	1961	12,849	79	12,159	611	6,924,693	35,674	6,642,691	246,328	231,593	1,289	222,554	7,750	10,761	363	3,802	6,596
37	1962	12,647	79	11,951	617	7,328,344	36,032	7,031,096	261,216	246,555	1,314	236,744	8,497	11,217	334	4,173	6,710
38	1963	12,502	78	11,804	620	6,963,975	36,075	6,690,651	237,249	245,952	1,342	236,294	8,316	10,827	359	3,635	6,833
平成25	2013	10,628	73	9,784	771	3,536,182	31,437	3,255,326	249,419	254,235	1,629	237,568	15,038	40,049	787	23,829	15,433
26	2014	10,557	73	9,707	777	3,504,334	31,220	3,227,314	245,800	253,832	1,628	237,082	15,122	40,807	762	24,748	15,297
27	2015	10,484	73	9,637	774	3,465,215	31,026	3,190,799	243,390	253,704	1,626	236,947	15,131	42,729	763	26,703	15,263
28	2016	10,404	73	9,555	776	3,406,029	30,840	3,133,644	241,545	251,978	1,641	235,223	15,114	42,254	764	26,224	15,266
29	2017	10,325	71	9,479	775	3,333,317	30,101	3,063,816	239,400	250,061	1,592	233,252	15,217	*	*	*	*

公立小・中学校の正規教員と非正規教員の推移 (H17~H25)



※ 各年度5月1日現在の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の数。
 ※ 県費負担教職員に加え、市町村費で任用されている教員(教諭、非常勤講師等)を含む。
 ※ 「非常勤講師(実数)」の数は、勤務時間による常勤換算はせず、5月1日の任用者をそれぞれ1人としてカウントした実人数。
 ※ 「臨時任用教員」には、標準法定数の対象外として任用されている産休代替者及び育児休業代替者が含まれている。

表4 教科の正免許状を持っている教員の割合

文部科学省 「学校教員統計調査」データによる教科別免許状所持者割合

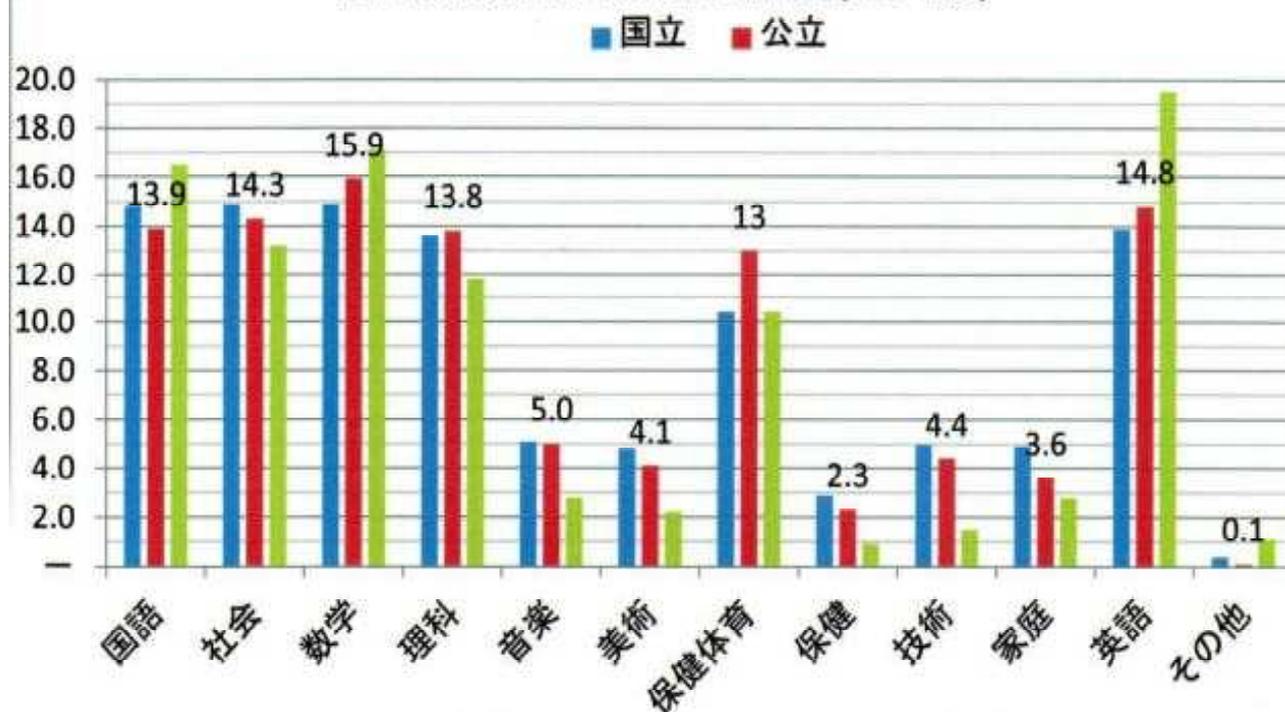
* 調査は3年ごと、H25年度が最新確定データ

- (注) 1. 2教科以上の免許状を所有している教員はそれぞれの教科に計上した。
 2. 1種には専修免許を含む。
 3. 同一免許教科で1種及び2種の両方を所有している教員は1種に計上した。
 4. 英語には他外国語を含む。
 5. その他は、宗教 職業 職業指導 職業実習をまとめた。

2.4 免許教科別教員構成 (複数回答) (%)

	1,2種免許計			計 (平均ではない)
	国立	公立	私立	
国語	14.8	13.9	16.5	14.1
社会	14.9	14.3	13.2	14.2
数学	14.9	15.9	17.1	16.0
理科	13.6	13.8	11.8	13.7
音楽	5.1	5.0	2.8	4.9
美術	4.8	4.1	2.2	4.0
保健体育	10.4	13	10.4	12.7
保健	2.9	2.3	0.9	2.2
技術	5.0	4.4	1.5	4.2
家庭	4.9	3.6	2.8	3.5
英語	13.9	14.8	19.5	15.0
その他	0.4	0.1	1.1	0.2

教科別教員免許状所持者構成比(H25年度)



(参考試算)

教員数 237,568 × 4.4% = 10,453 名 公立中学校技術免許所持者数 中学校数 9,784 校 H25 年度
 教員数 1,629 × 5% = 82 名 国立中学校技術免許所持者数 国立中学校数 73 校 H25 年度
 免許所持者がそのまま全員技術科を担当すれば、各校 1 名の専任配置は可能。これは非現実的!!

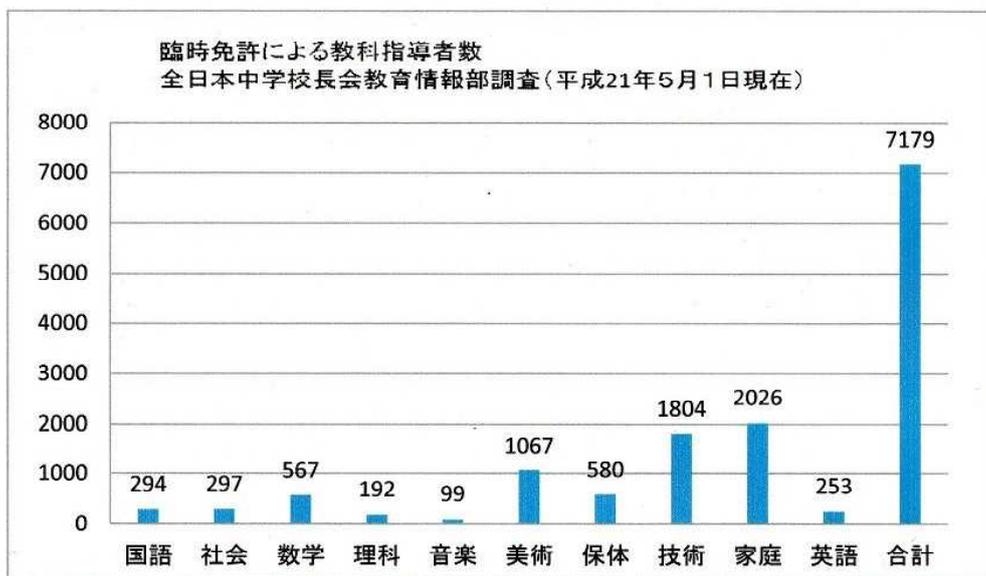
(参考資料)

全日本中学校長会

臨時免許による教科指導者数

都道府県・市名	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術	家庭	英語	合計
総計	294	297	567	192	99	1067	580	1804	2026	253	7179
都道府県小計	264	266	506	185	92	1031	542	1747	1937	241	6811
政令市小計	30	31	61	7	7	36	38	57	89	12	368

「平成21年度中学校教育に関する調査」(平成21年8月 全日本中学校長会教育情報部公表)



資料 出典:

今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する教育関係団体ヒアリング(第2回) 配付資料:文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/069/shiryo/1291520.htm

(2013.9.20 藤木 グラフ作成)

公表されている文科省の最新データを調べていて、用語と数字に疑問が生じた。

上記の(参考資料)は、全日本中学校長会教育情報部の公表データを基に藤木が作成したものであるが、表題の「臨時免許による教科指導者数」は変更していない。このデータによると中学校で合計 7,179 名(21 年度 5 月)となっているが、臨時免許状の授与件数(更新も含む)は平成 27 年度(幼・小・中・高・特別支援学校・養護教員の)総計で 8,558 名(h26 は 8,359 h25 は 9,307 資料によって若干異なる)。内訳をみると中学校では 2,072 名。その内訳は次の表で公表されている。

臨時免許状の有効期間は 3 年。調査年度が異なるが、毎年更新されたとしても技術 1,804 家庭科 2,026 が平成 27 年度にそれぞれ 307 件と 274 件に改善されたとは考えにくい。

教科別の臨時免許状授与件数(中学校)

区分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭	外国 語	宗教	その他	計
平成25年度	169	160	364	309	44	144	132	10	364	307	268	17	2	2,290
平成26年度	172	149	342	280	53	150	137	13	319	261	267	20	2	2,165
平成27年度	173	159	329	266	42	155	96	13	307	274	250	8	0	2,072

ちなみに、平成 27 年度免許外教科担任の許可件数(複数教科を担当するいわゆる兼担(教育職員免許法附則第2項)有効期間は1年)は中学校合計で 7,171 件(前年比 - 2.38%・中高合計は 10,851 件)である。また特別免許状の授与件数は平成元年～27 年までの中学校累計 116 件で内訳は国立 1 公立 24 私立 91 である。

このように公表データの読み取りは、用語が異なるだけで難しくなるが、全日本中学校長会情報部のいう「臨時免許……」は、実質的には免許外教科担任による教科指導者数を表しているのではないかと。

いずれにしても表 1 の(注)3、「その他」とは、教育職員免許法附則第 2 項に該当する者並びに特別免許状及び臨時免許状の所持者である。」とあるが、技術・家庭のうち公立校では「その他」免許による指導者数はダントツ 25%もある。

* 数値は、「文部科学省 平成 27 年度教員免許状授与件数等調査結果について」からの公表値